

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和7年6月3日（令和7年（行情）諮問第607号）

答申日：令和8年10月14日（令和8年度（行情）答申第652号）

事件名：「尖閣諸島」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書2」ないし「文書80」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年4月25日付け情報公開第00335号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

（2）及び（3）（略）

（4）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分は開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）経緯

処分庁は、令和2年11月26日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書の開示請求に対し、法11条に基づく開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を特定し開示とする決定を行い（令和3年1月25日付け情報公開第02235号。）、更に、

最終の決定として79件の文書を特定し、35件の文書を開示とし、44件の文書を部分開示とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和4年5月5日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件文書は、別紙の2及び3に記載の80件である（原文ママ）。

(3) 不開示とした部分について

ア 文書2、文書5、文書7、文書13、文書14、文書16、文書19、文書21、文書22、文書29（1頁目件名欄）、文書30、文書34、文書37、文書46、文書49、文書51、文書53、文書56、文書61（1頁目件名欄）、文書67（1頁目ないし5頁目の各件名欄）、文書69（1頁目、5頁目及び9頁目の各件名欄）、文書71ないし文書73、文書76（1頁目件名欄）、文書77、文書78（2頁目下から4行目及び5行目）、文書79は、公にしないことを前提とした我が国政府部内等での検討・協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれおそれ、及び交渉上不利益を被るおそれ、並びに率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。

イ 文書29（番号1、7以外の不開示部分）、文書65（1頁目本文3行目ないし5行目）、文書66（13頁目3行目）、文書69（1頁目本文3行目、5頁目下から1行目及び2行目、6頁目1行目ないし3行目、7頁目1行目及び下から1行目ないし3行目、8頁目、9頁目枠外下部）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、また、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当し、公表慣行のあるものを除き不開示とした。

ウ 文書52は、情報提供者の氏名・所属等に関する情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係を損なうおそれ及び今後情報提供者からの協力を得ることが困難になり事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。

エ 文書60、文書61（番号1、6以外の不開示部分）、文書62、文書63、文書64、文書65（番号3以外の不開示部分）、66（番号3以外の不開示部分）、67（番号1以外の不開示部分）、69（番号1、3以外の不開示部分）、78（番号1以外の不開示部分）は、公共の安全に関する情報であって、公にすることにより、警備当局の対応手法、調査の関心事項、情報収集に関する着眼点等が明らかとなることで、対象勢力等による対抗措置が容易となり、結果として

犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持等に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に該当し、不開示とした。

オ 文書61（1頁目本文1行目及び2行目、4頁目本文下から3行目）は、慣行として公にされない職員の個人の情報であり、公にすることにより、当該職員に関する具体的な情報が明らかになり、権利利益を害するおそれがあるとともに、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条1号及び4号に該当し、不開示とした。

カ 文書29（11頁目ないし13頁目）、文書76（番号1以外の不開示部分）は、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条2号に該当し、不開示とした。

（4）審査請求人の主張について

審査請求人は、①特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める、（略）④一部に対する不開示決定の取消し、等主張している。①について、処分庁は、審査請求人が請求した内容に該当する行政文書を十分に探索して特定しており、文書の特定に漏れはない。（略）④について、処分庁は、上記3のとおり、対象文書の不開示理由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っている。

（5）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

2 補充理由説明書

文書66の7頁目の件名については、公にしないことを前提としたわが国政府部内等での検討・協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び交渉上不利益を被るおそれ、並びに率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、不開示情報の適用条項に法5条3号及び5号を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 令和7年6月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月23日 | 審議 |
| ④ 令和8年9月11日 | 諮問庁から補充理由説明書を収受 |
| ⑤ 同年10月7日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号ないし6号に該当するとし

て不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の再特定及び不開示部分の開示等を求めている。

諮問庁は、上記第3の2において、別紙の4に掲げる部分の不開示条項に法5条3号及び5号を追加し、また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、改めて検討した結果、別表2に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書に係る開示請求書に「「尖閣諸島」（作成年月日1972年2月21日）」と記載されていることから、当該年月日に作成された行政文書ファイル「尖閣諸島」につづられた文書の開示を求めているものと解し、文書1ないし文書80を特定し、文書1（以下「先行開示文書」という。）につき先行開示決定（令和3年1月25日付け情報公開第02235号）を行い、文書2ないし文書80につき原処分を行った。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

（2）上記（1）アの文書の特定方法に問題はなく、上記（1）イの探索状況を踏まえると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）別表1の番号1に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、尖閣諸島に係る我が国の個別具体的な分析、検討内容及び具体的な対応振りが記載されている。これを公にすることにより、尖閣諸島に関する我が国及び関係国等の考え方や対応振りが

明らかとなり、我が国と関係国等との信頼関係が損なわれ、今後の関係国等との外交交渉に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において当該部分を見分したところ、その記載内容は上記アの諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

そうすると、当該部分を公にすると尖閣諸島に関する我が国及び関係国等の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国と関係国等との信頼関係が損なわれ、今後の関係国等との外交交渉に支障を来すおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、また、別紙の4に掲げる部分については同条4号について判断するまでもなく、当該部分を不開示とすることが妥当である。

(2) 別表1の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、尖閣諸島に関して公にしないことを前提として関係国等との間でやり取りした内容が、具体的かつ詳細に記載されている。当該部分は、これを公にすることにより、関係国等とやり取りした内容が明らかとなり、我が国と関係国等との信頼関係が損なわれ、今後、関係国等との間で忌たんのない協議や意見交換が行えなくなるおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において当該部分を見分したところ、尖閣諸島をめぐる我が国と関係国等のそれぞれの立場、見解等に関する発言が具体的に記載されていることが認められる。

そうすると、当該部分を公にすると、関係国等との信頼関係が損なわれ、関係国等との間で忌たんのない協議や意見交換が行えなくなるおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる部分について

当審査会において当該部分を見分したところ、特定の個人の氏名及び

住所等が記載されていることが認められる。当該部分は法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、一体として特定の個人を識別することができる情報に該当するものと認められ、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表1の番号4に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、情報提供者より内々に入手した情報の入手経路及び当該情報提供者を推察する手掛かりとなり得る情報が記載されている。当該部分を公にすることにより、外務省の情報入手経路及び情報収集手段の一端が推察され、悪意を有する相手方による情報操作ないし情報かく乱を容易にさせる可能性があるなど、国の安全が害されるおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において当該部分を見分したところ、その記載内容は上記アの諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

そうすると、当該部分を公にすると、国の安全が害されるおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表1の番号5に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 当該部分には、尖閣諸島の警備に関し、公にしないことを前提として関係省庁からもたらされた情報及び関係省庁と協議した内容が記載されている。当該情報が記載された文書は、50年以上前に作成されたものであっても、現在の警備体制・能力につながる情報が記載されている。

(イ) 当該部分を公にすれば、当時の尖閣諸島の警備体制・能力が明らかとなり、今後、犯罪を企図する者が、現在の警備体制・能力を予測し、対抗措置を講じることを容易にするおそれがあることから、不開示とした。

イ 当審査会において当該部分を見分したところ、上記ア（ア）の内容

が具体的に記載されていることが認められる。

そうすると、当該部分を公にすることにより、当時の尖閣諸島の警備体制・能力が明らかとなり、今後、犯罪を企図する者が、現在の警備体制・能力を予測し、対抗措置を講じることを容易にするおそれがあるとする上記ア（イ）の諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約3年が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号ないし6号に該当するとして不開示とした決定については、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、3号及び4号に該当すると認められるので、同条2号、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

「尖閣諸島」（作成年月日 1972 年 2 月 21 日）

2 先行開示文書

文書 1 尖閣諸島問題関係記事（第 3659 号）

3 本件対象文書

文書 2 尖閣列島関係図書の出版予告（昭和 47 年 4 月 4 日）、ほか

文書 3 台湾問題に関する中国側の日本政府批判（記事）（昭和 47 年 3 月 14 日）、ほか

文書 4 尖閣諸島返還に関する中国系団体の抗議（新聞報道）（昭和 47 年 5 月 16 日）

文書 5 尖閣諸島（昭和 47 年 5 月 19 日）

文書 6 尖閣諸島領有権デモ写真

文書 7 尖閣諸島関係新聞報道振り報告（昭和 47 年 5 月 25 日）

文書 8 せん閣諸島問題（第 1596 号）

文書 9 尖閣列島問題に関する中国語新聞論調（昭和 47 年 4 月 13 日）

文書 10 尖閣諸島問題関係記事（昭和 47 年 4 月 18 日）

文書 11 せん閣列島問題（報道）（第 453 号）

文書 12 センカク諸島についての新聞社説（第 73 号）、ほか

文書 13 尖閣諸島に関する対外説明要領英文テキストの送付（昭和 47 年 3 月 29 日）、ほか

文書 14 尖閣諸島（昭和 47 年 4 月 4 日）

文書 15 尖閣諸島の領有権防衛に関する要請（1972 年 4 月 8 日）

文書 16 尖閣諸島（昭和 47 年 4 月 6 日）

文書 17 石垣市議会琉警に対し尖閣列島周辺の警らを要請（昭和 47 年 3 月 31 日）

文書 18 尖閣列島の領有権に関する要請（1972 年 3 月 31 日）

文書 19 尖閣諸島問題（昭和 47 年 3 月 27 日）、ほか

文書 20 尖閣諸島に関する資料（送付）（昭和 47 年 3 月 16 日）

文書 21 外務大臣に対する屋良主席の要請について（47. 3. 10）

文書 22 尖閣諸島（立法院決議）（昭和 47 年 3 月 9 日）

文書 23 国連拡大海底委員会における尖閣諸島問題に関する日中間の
応酬（47. 4. 6）

文書 24 拡大海てい委（所感）（第 767 号）

文書 25 3 月 24 日発表

- 文書 2 6 拡大海底委（中共の反論に関する米代表の発言）（第 5 5 2 号）、ほか
- 文書 2 7 「尖閣列島の領有権に関する要請書」送付（昭和 4 7 年 3 月 1 6 日）
- 文書 2 8 尖閣列島問題について（昭和 4 7 年 2 月 2 4 日）
- 文書 2 9 尖閣諸島（資料送付）（昭和 4 7 年 2 月 2 4 日）
- 文書 3 0 せん閣諸島（第 9 9 号）
- 文書 3 1 尖閣列島問題について（昭和 4 7 年 3 月 2 日）
- 文書 3 2 せん閣諸島問題に関する要請決議（第 1 3 1 号）、ほか
- 文書 3 3 「釣魚列島（尖閣列島）などは中国領である」（「日中文化交流」No. 1 7 7 1 9 7 2. 2. 1）
- 文書 3 4 尖閣諸島（昭和 4 7 年 3 月 9 日）
- 文書 3 5 尖閣列島問題に関する琉球政府の協力方要請について
- 文書 3 6 尖閣列島の領土権問題に関する要請決議
- 文書 3 7 中共代表のセンカク諸島領有権主張とわが方反論（拡大海てい委）（第 4 4 5 号）、ほか
- 文書 3 8 「日本と中国」紙連載論文（7 2. 4）
- 文書 3 9 当中国系紙の尖閣関係記事報道ぶり（昭和 4 7 年 5 月 8 日）
- 文書 4 0 中国の対日非難（第 1 8 4 号）、ほか
- 文書 4 1 中共資料“Geography of China”他の送付（昭和 4 7 年 3 月 1 5 日）
- 文書 4 2 尖閣列島の中国帰属を主張せる京大井上教授の論文について（報道）（昭和 4 7 年 2 月 9 日）
- 文書 4 3 おきなわからの訪中団（第 1 0 2 号）
- 文書 4 4 尖閣諸島の領有権に関する中共大使館広報資料（昭和 4 7 年 2 月 1 日）
- 文書 4 5 センカク諸島問題（第 1 4 1 号）、ほか
- 文書 4 6 尖閣諸島（資料送付）（昭和 4 7 年 4 月 2 5 日）
- 文書 4 7 尖閣諸島問題（昭和 4 7 年 3 月 2 8 日）、ほか
- 文書 4 8 第 5 回国民大会（大会宣言）（第 1 1 1 号）
- 文書 4 9 尖閣諸島に関する中国側論文（資料送付）（昭和 4 7 年 3 月 2 1 日）
- 文書 5 0 尖閣諸島問題（宜蘭県による調査団派遣云々に関する報道の背景）（昭和 4 7 年 3 月 2 0 日）
- 文書 5 1 尖閣列島に関する「明報月刊」掲載論文（昭和 4 7 年 3 月 1 1 日）、ほか
- 文書 5 2 尖閣列島運動（情報）（昭和 4 7 年 2 月 1 2 日）
- 文書 5 3 日ソ関係（談話）（第 7 4 8 号）、ほか

文書 5 4 北方領土問題（昭和 4 7 年 2 月 9 日）
文書 5 5 C I A 作成の中共アトラス（昭和 4 7 年 5 月 1 8 日）、ほか
文書 5 6 セン閣諸島の領有権に関する米側プレスガイダンス（第 1 1
9 0 号）、ほか
文書 5 7 次官記者会見要旨（4 月 1 2 日）、ほか
文書 5 8 佐藤総理とマイヤー大使との会談（昭和 4 7 年 3 月 2 1 日）
文書 5 9 次官記者懇談要旨（2 月 2 5 日）
文書 6 0 尖閣諸島問題（昭和 4 7 年 4 月 2 8 日）
文書 6 1 尖閣諸島（4 7 . 4 . 2 0）
文書 6 2 関係閣僚打合せ会（4 7 年 4 月 2 8 日）
文書 6 3 4 無人気象観測所の設置（気象庁）
文書 6 4 尖閣諸島問題について（4 7 . 2 . 2 5）、ほか
文書 6 5 右翼の尖閣上陸（2）（4 7 . 6 . 1）、ほか
文書 6 6 尖閣諸島（警備状況）（4 7 . 5 . 1 9）、ほか
文書 6 7 尖閣諸島（警備状況）（4 7 . 5 . 2 3）
文書 6 8 誓約書
文書 6 9 尖閣諸島（昭和 4 7 年 5 月 1 6 日）、ほか
文書 7 0 オキナワ返かん協定に対する中共の非難（わが方反論）（第
1 2 9 1 号）
文書 7 1 尖閣諸島に関する説明（報告）（昭和 4 7 年 5 月 9 日）
文書 7 2 尖閣諸島に関するアルジェリア外務省宛エード・メモワール
手交（報告）（昭和 4 7 年 4 月 1 2 日）
文書 7 3 尖閣諸島に関する対外説明（昭和 4 7 年 4 月 1 8 日）
文書 7 4 封筒
文書 7 5 尖閣諸島問題（昭和 4 7 年 4 月 2 5 日）
文書 7 6 尖閣諸島（4 7 . 4 . 6）
文書 7 7 尖閣諸島に関する橋本中国課長より成田知己議員に対する説
明ぶり（4 7 . 3 . 7）
文書 7 8 尖閣諸島問題（昭和 4 7 年 4 月 2 5 日）
文書 7 9 尖閣諸島に関するわが方の立場の対外説明振りについて（打ち
合わせメモ）（4 7 . 2 . 8）、ほか
文書 8 0 新聞記事等

- 4 諮問庁が不開示理由に法 5 条 3 号及び 5 号を追加する部分
文書 6 6 の 7 頁目の件名

別表 1（原処分及び補充理由説明書において処分庁が不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書 2、文書 5、文書 7、文書 13、文書 14、文書 16、文書 19、文書 21、文書 22、文書 29（1 頁目件名欄）、文書 30、文書 34、文書 37、文書 46、文書 49、文書 51、文書 53、文書 56（番号 2 以外の不開示部分）、文書 61（1 頁目件名欄）、文書 66（7 頁目件名）、文書 67（1 頁目ないし 5 頁目の各件名欄）、文書 69（1 頁目、5 頁目及び 9 頁目の各件名欄）、文書 71 ないし文書 73、文書 76（1 頁目件名欄）、文書 77、文書 78（2 頁目下から 4 行目及び 5 行目）、文書 79	公にしないことを前提とした我が国政府部内等での検討・協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び交渉上不利益を被るおそれ、並びに率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、5 号
2	文書 56（9 頁目、10 頁目及び 13 頁目）	公にしないことを前提とした我が国政府部内等での検討・協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び交渉上不利益を被るおそれ、並びに率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、5 号
3	文書 29（番号 1、7 以外の不開示部分）、文書	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるた	法 5 条 1 号

	6 5（1 頁目本文 3 行目ないし 5 行目）、文書 6 6（1 3 頁目 3 行目）、文書 6 9（1 頁目本文 3 行目、5 頁目下から 1 行目及び 2 行目、6 頁目 1 行目ないし 3 行目、7 頁目 1 行目及び下から 1 行目ないし 3 行目、8 頁目、9 頁目枠外下部）	め、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、公表慣行のあるものを除き不開示とした。	
4	文書 5 2	情報提供者の氏名・所属等については、公にすることにより、他国との信頼関係を損なうおそれ及び今後情報提供者からの協力を得ることが困難になり事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、6 号
5	文書 6 0、文書 6 1（番号 1、6 以外の不開示部分）、文書 6 2 ないし文書 6 4、文書 6 5（番号 3 以外の不開示部分）、文書 6 6（番号 1 及び番号 3 以外の不開示部分）、文書 6 7（番号 1 以外の不開示部分）、文書 6 9（番号 1、3 以外の不開示部分）、文書 7 8（番号 1 以外の不開示部分）	公共の安全に関する情報であって、公にすることにより、警備当局の対応手法、調査の関心事項、情報収集に関する着眼点等が明らかとなることで、対象勢力等による対抗措置が容易となり、結果として犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持等に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 4 号
6	文書 6 1（1 頁目本文 1 行目及び 2 行目、4 頁目本文下から 3 行目）	慣行として公にされない職員の個人の情報については、公にすることにより、当該職員に関する具体的な情報が明らかになり、権利利益を害するおそれがあるとともに、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不	法 5 条 1 号、4 号

		開示とした。	
7	文書29（11頁目ないし13頁目）、文書76（番号1以外の不開示部分）	法人に関する情報であって、公にすることにより当該個人（原文ママ）の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。	法5条2号

※ 当審査会事務局において整理した。

別表 2（諮問庁が新たに開示する部分）

文書番号	頁	新たに開示する部分
文書 2 9	1 1 頁目ない し 1 3 頁目	全部
文書 6 1	1 頁目	本文 1 行目及び 2 行目の氏名
	4 頁目	下から 3 行目
文書 6 5	2 頁目	本文 1 行目
文書 7 6	1 頁目	本文 3 行目